

## 松江市保育所給付費等管理システム導入業務委託仕様書

### 1. 事業名 松江市保育所給付費等管理システム導入業務委託

### 2. 目 的

本件は、施設型給付費等の各種事務に関するものであり、以下の機能を備えることで本市職員及び幼保施設の給付費等請求業務の効率化と負担軽減、業務品質向上並びに各種データの一元管理を図る。

- (1) 施設、施設職員、園児情報のエビデンスに基づいた施設型給付費や地域型保育給付費等の請求書作成
- (2) 職員配置等に基づいた各施設の施設型給付費等の費用の額の算定に係る加算申請及び交付申請
- (3) 処遇改善等加算に係る加算率認定申請及び実績報告

### 3. 本業務に関する契約

- (1) 契約期間 契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (2) 支払方法 業務完了後に受託者が本市に対して請求するものとし、本市は請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

### 4. 対象の施設・事業

下記の施設・事業に対応すること

- (1) 施設型給付
  - ① 保育所
  - ② 幼稚園
  - ③ 認定こども園
- (2) 地域型保育給付
  - ① 小規模保育事業
- (3) 施設等利用給付
  - ① 預かり保育事業
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
- (5) 保育対策総合支援事業費補助金
- (6) 地方単独補助金（市単独補助金のうち、職員配置の確認に限る）

※各事業に関わる機能の詳細については、別紙「機能要件一覧」に記載。

### 5. 納入場所

松江市保育所幼稚園課及び「8. 対象施設」に掲げる施設

## 6. 業務内容

- (1) 保育給付業務支援システムの導入
  - ① 詳細要件のヒアリング
  - ② 業務フローの整理及び改善提案
  - ③ カスタマイズ部分の設計・開発・テスト
  - ④ アカウント作成（本市用、幼保施設用）
  - ⑤ 初期データ登録（施設情報、職員情報、園児情報等）補助
- (2) システムに関する操作マニュアルの提供及び更新
- (3) システムの操作手順に関する研修の実施（本市用、幼保施設用）
- (4) 本市及び幼保施設からの電話/メール等による問い合わせの対応

なお、各業務内容の具体的な実施時期は、双方協議の上決定するものとする。

## 7. 調達範囲

本件の調達範囲は、幼保施設と本市の職員が利用する Web サービス一式（アカウントライセンス）とする。端末やネットワーク回線は含めない。

## 8. 対象施設

|            |       |
|------------|-------|
| 保育所        | 46 施設 |
| 幼稚園        | 1 施設  |
| 認定こども園     | 19 施設 |
| 小規模保育事業（A） | 3 施設  |
| 小規模保育事業（B） | 1 施設  |

（松江市内の対象施設 令和 8 年 7 月現在 ※分園なし）

## 9. システム要件

デジタル地方創生サービスカタログに掲載されている「保育所等業務のデジタル化」システムのうち、自治体と幼保施設側の業務負荷軽減を目的とした給付金支援システムまたはこれと同等と認められるシステムであって、以下の機能を備えていること

- ・施設型/地域型給付の計算やエラーチェックを行った上で、請求書を作成し、自治体側へ承認申請を実施できること
- ・処遇改善、精算、実績報告、支弁台帳、地域子ども・子育て支援事業及び保育対策総合支援事業への対応等の機能を有すること
- ・独自補助の対応やお知らせ配信、幼保 ICT との登降園データ連携等が可能であること

詳細は以下のとおりとする。

### (1) 基本要件

- ① 定期的なバージョンアップ（機能拡張）を図るため、LGWAN-ASP サービスの形態で提供すること。

- ② 独自補助の単価や加算条件の変更時にパラメータの設定で対応できるなど、カスタマイズを必要最小限に抑えたシステム設計となっていること。
  - ③ 受託者はシステム並びに成果物が、第三者の著作権、特許権、知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、侵害している懸念がある場合については、事前に本市に報告すること。
  - ④ プライバシーマーク及び ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証・評価を受けていること。
  - ⑤ 10 自治体以上で給付等管理システムの導入・運用実績があること。
- (2) 機能要件
- 別紙 1 別添 1「機能要件一覧」に記載された機能を提供できること。
- (3) 非機能要件
- ① 全般
    - (ア) 本市が利用する機能は、LGWAN 環境から Web ブラウザで利用できること。
    - (イ) 幼保施設が利用する機能は、インターネット環境から Web ブラウザで利用できること。
    - (ウ) システムの稼働率を 99%以上確保すること。
    - (エ) サーバー障害等によるデータ消去及び破壊のリスクを低減するため、サーバー、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。
    - (オ) システムへの負荷を考慮し、最適なバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの性能要件を損なうことのないようにすること。
    - (カ) バックアップデータは、業務上の必要性を加味し最低限 14 世代（日次）取得できるような構築すること。
  - ② セキュリティ要件
    - (ア) コンピュータウイルス等、悪意あるプログラムの侵入を防止するため、アンチウイルスソフトウェアを活用する等の対策を講じること。
    - (イ) サイバー攻撃や改ざんに備え、システム監視やセキュリティホール対策を適切に講じること。
    - (ウ) 個人情報を取り扱う保守作業については、入室制限がされたセキュリティルームを設置のうえ、防犯カメラによる保守エリア内の常時録画を行うこと。
    - (エ) 通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信については LGWAN 側・インターネット側ともに TLS 1.2 を実装し、通信経路上の暗号化を行うこと。
    - (オ) ファイアーウォール等による不正アクセス対策を講じること。
    - (カ) LGWAN 環境内に無害化サーバーを設置し、ファイルの無害化を行うこと。
    - (キ) システムへのログイン時は、ID 及びパスワードで認証を行うこと。
- (4) 動作環境
- 以下の環境で動作すること。ただし最新情報についてはシステム画面上の表記に準じる。

| No. | 種別   | 動作環境                                        |
|-----|------|---------------------------------------------|
| 1   | OS   | windows11 以降                                |
| 2   | メモリ  | 8 GB 以上                                     |
| 3   | ブラウザ | ・ Microsoft Edge 最新版<br>・ Google Chrome 最新版 |

## 10. 導入作業

### (1) 全般

- ① システム導入にあたり、既存の業務フローをヒアリングし、システム化する範囲を整理して最適なシステム運用フローを提案すること。
- ② カスタマイズが必要な機能については、制度に則った正しい業務が可能となるよう要件定義を行うこと。
- ③ 契約後速やかにキックオフ会議を実施すること。キックオフ会議では、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を本市に提案すること。
- ④ 初期データの登録においては、所定のフォーマットを準備すること。なお、本市や施設職員が入力する際に入力漏れや入力誤りがないよう工夫すること。
- ⑤ 本市において給付業務に必要な園児情報を管理している別システムから CSV 形式等で出力した園児データを、給付等管理システムに登録するためのツールを作成・提供すること。なお、本市で利用する別システムの仕様変更等により、出力形式に変更が生じた場合は、ツールを改修し提供すること。
- ⑥ 運用開始にあたり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

### (2) 操作マニュアル

- ① 運用開始までに本市及び施設職員向けの操作マニュアルを作成し、提出すること。
- ② 操作マニュアルは、ICT 知識のない者が理解できるよう、専門用語を極力用いず、画面キャプチャを用いた分かりやすいものとする。
- ③ 内容に修正や変更が生じた場合は、随時改定を行うこと。

### (3) 研修

- ① 本市と受託者にて協議のうえ、研修内容及びスケジュールを策定すること。
- ② 給付等管理システムを使用するユーザを対象とし、操作方法の習得を目的とした研修をオンラインで実施すること。
- ③ 実施方法、実施回数等の詳細については受託後、協議のうえ決定するものとする。

## 11. 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。なお、受託者は自己の親会社及び子会社等の関連会社及び委託先に対し、本業務を実施する上で合理的な範囲内において秘密情報等を開示することができる。ただし、秘密情報等を開示する場合は、受託者が本市に対して負うのと同等の守秘義務を課し、当該開示先による漏洩についても受託者が責任を負うものとする。

## 12. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩することがないように厳重に管理すること。

## 13. 契約不適合責任

本システムの運用開始日から起算して 1 年以内に、本契約との不適合が判明した場合は、本市と協議のうえ、無償で迅速かつ誠実に修正等の作業を実施すること。なお、この場合、不適合部分のみ修正することとし、修正のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要が発生した場合には、事前に本市に報告すること。

## 14. 権利帰属

本システムに関する知的財産権（本システムそのものの知的財産権の他、本システムに関連して受託者が委託者に対して提供する操作マニュアル、研修資料等も含まれる。なお、これらに限られるものではない。）は本システムのユーザが登録したデータ等の知的財産権を除き、全て受託者又は正当な権利者に帰属するものであり、本契約の締結又は本システムの利用の許諾によっても、委託者又は本システムのユーザに移転するものではなく、本システム以外に利用等することを許諾するものでもない。

## 15. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。